

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

市の各部課室における平素の業務……………資料編 資料2

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

職員参集基準

体 制	参集基準
① 当課体制	危機管理課職員が参集
② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市対策本部員の代替職員については、別に定める。

市対策本部長、市対策副本部長の代替職員

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長(市長)	副市長	危機管理監	総務部長
市対策副本部長 (副市長)	副市長	総務部長	—

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署との連絡体制

市は、京都中部広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び京都中部広域消防組合消防本部園部消防署（以下「消防署」という。）における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、京都府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、京都府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防団員の参集基準を定める。

消防団組織図……………資料編 資料3

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

備考：表中「法」とは、国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

5 市及び指定地方公共機関の組織の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう、体制の整

備に努めるものとする。指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、京都府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、京都府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 京都府との連携

(1) 京都府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき京都府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、広域振興局を核として、京都府との必要な連携を図る。

(2) 京都府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、京都府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の京都府への協議

市は、京都府との国民保護計画の協議を通じて、京都府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、京都府警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を、広域振興局管内ごとに設置している国民保護計画策定に係る市町村連絡会議等を活用して図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、京都中部広域消防組合と連携し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

関係機関との協定一覧……………資料編 資料4

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 民間からの救援物資の受入れ等

市は、京都府等関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものの把握に努め、救援物資のリスト及び送り先を市の対策本部及び京都府や国の対策本部を通じて公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

また、市が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについての広報に努める。

7 民間団体との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備・推進する。

- 情報伝達手段としての、CATV網、防災行政無線（同報系）、移動通信用施設の整備

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用し、運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・国民保護措置の実施に必要な非常通信設備については、武力攻撃災害時において確実に利用ができるよう定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受信した、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線の整備及び保守管理を行う。

(3) 府警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、京都府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、京都府との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、京都府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて京都府に報告する。

システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで京都府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

収集・報告すべき情報

- 1 避難住民及び武力攻撃災害により負傷した住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - ⑧ 負傷(疾病)の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 武力攻撃災害により死亡した住民
 - （上記①～⑦に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要事項
 - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、京都府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報の収集・整理・提供の流れ・様式等……………資料編 資料5

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 南丹市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 南丹市〇〇町●●番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員の育成及び職員の危機管理能力の向上のため、消防大学校、京都府消防学校等の研修機関の研修課程や京都府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、京都府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、京都府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、京都府、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、京都府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基

づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、京都府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

※避難行動要支援者名簿について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）

参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、京都府、府警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 京都府との調整

市は、京都府から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が京都府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や京都府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ京都府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、京都府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制の確保に努める。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、京都府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、京都府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、京都府が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、京都府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど京都府に協力する。

市は、京都府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、京都府と共有するとともに、京都府と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、京都府を通じて把握するとともに、京都府との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

生活関連施設……………資料編 資料6

生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管府担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	保健福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画環境部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	危機管理監
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木建築部
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画環境部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木建築部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高圧ガス	経済産業省	総務部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理監 保健福祉部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	危機管理監、 総務部、保健 福祉部、農林 水産部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部、 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	危機管理監、 総務部、保健 福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、京都府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び京都府の整備の状況等も踏まえ、京都府と連携しつつ対応する。

(3) 京都府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、京都府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

第2編 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び京都府と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処について、平素から市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、京都府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 市における国民保護に関する啓発

市は、京都府が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して市民に対する啓発を行うよう努めるものとし、府国民保護計画に準じて、市国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第5章 要配慮者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を、京都府をはじめとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握等

市は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障がい者などの要配慮者に関する情報を、平素から収集するとともに、要配慮者マップを作成するなど所在の把握等に努めるものとする。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

① 京都府の支援等

京都府は、市が要配慮者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行うことができるよう、防災行政無線を活用して、市に的確かつ迅速な情報の伝達を行う。

また、ITによる情報等の伝達や安否確認のシステムの構築に努めるなど必要な支援を行うとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思疎通を図る。

② 地域における協力体制の整備

市は、平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難支援体制の整備

市は、要配慮者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 病院等施設在所者の避難誘導体制の整備

市は京都府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に

努めるよう要請する。

(5) 避難施設対策等

- ① 市は、京都府と連携し介助員等の配置など要配慮者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。
- ② 市は、京都府と連携し要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 要配慮者の安全確保

- ① 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮するものとする。
- ② 市及び京都府は、住民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練を実施する。
- ③ 市及び京都府は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。
- ④ 市及び京都府は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

2 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

市は、京都府とともに、府国際センターや各市町村の国際化協会等をはじめ大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、京都府とともに、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努めるとともに、外国語放送を実施しているFM放送局等の放送事業者への協力依頼を行うものとする。
また、在関西外国公館との日頃からの十分な連携に努める。

(3) 避難施設の運営

市は、京都府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(4) 外国人の安全確保

- ① 市及び京都府は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- ② 市、京都府及び府防災関係機関は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。
- ③ 市及び京都府は、国とも連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

- ④ 市及び京都府は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。
- ⑤ 市及び京都府は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努めるものとする。

第6章 観光旅行者等の保護

本市には、スプリングスひよしや府民の森ひよしなどの日吉ダム周辺施設、日本の原風景の残るかやぶき民家群、るり溪高原、清源寺の十六羅漢像などの重要な観光資源を求め多くの観光客が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示などの多くの情報が、市から自治会等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。こうしたことから、市は、観光旅行者等に対し、市民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、情報の多言語化など、特に配慮を行うものとする。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光旅行関係団体との連携

市は、京都府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるよう、観光協会や観光関係の団体等を通じた旅館、ホテル、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

市は、京都府と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やITによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

2 帰宅困難な観光客対策

他の都道府県で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該都道府県に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、市は京都府と連携し、「相談窓口等の設置」「帰宅支援活動」の対策について、あらかじめ検討する。